

第38回

消費者教育推進会議

議 事 録

消費者庁消費者教育推進課

第38回消費者教育推進会議

議 事 次 第

- 1 日 時：令和6年7月30日（火） 14:00～16:00
- 2 場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室
- 3 議 題：
 - 1 国における消費者教育の取組（報告）
 - 2 地方公共団体における消費者教育の取組（報告）
 - 3 関係団体における消費者教育の取組（報告）
 - 4 「消費者力」の育成・強化について（報告）
- 4 出席者（敬称略、50音順）

委員：朝比奈 玲子、江花 史郎、遠藤 友美子、大槻 督昭、大藪 千穂、柿野 成美、
角山 信司、城戸 淳男、坂本 有芳、佐藤 雄一郎、末吉 里花、高比良 直子、
武井 敏一、楯 美和子、中野 吉朗、並木 茂男、原田 由里、宮木 由貴子
- 5 配布資料：

資料1 地域における消費者教育の取組について（消費者庁資料）
資料2 若手従業員向け消費者教育研修の推進（消費者庁新未来創造戦略本部提出資料）
資料3 様々な主体が連携した消費者教育の推進について（文部科学省提出資料）
資料4 京都府の消費者教育の取組（大槻委員提出資料）
資料5 岡山市における消費者教育の取組（城戸委員提出資料）
資料6 社会福祉士会としての消費者教育の取組と課題（角山委員提出資料）
資料7 PTAにおける消費者教育の状況と取組（中野委員提出資料）
資料8 「消費者力」の育成・強化について（消費者庁・城戸委員・高比良委員・大藪
会長提出資料）

参考資料1 第37回消費者教育推進会議での「デジタル化に対応した消費者教育の推進」
についての主な議論

○山地課長 消費者庁消費者教育推進課長の山地でございます。

委員の皆様及び関係省庁等の皆様におかれましては、御多用のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして事務連絡をさせていただきます。

本日の会議は対面とオンライン併用での会議開催とさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。本日、オンラインにて御出席の皆様におかれましては、会議開催中、御自身が発言する場合を除きましてマイク機能をミュートにさせていただきますようお願い申し上げます。

ここからは進行を大藪会長をお願い申し上げます。

○大藪会長 皆さん、こんにちは。

今日はオンラインで参加させていただきます。皆さんにお目にかかれなくて残念ですが、画面上でお目にかかっているということでよろしくお願いいたします。

本日は、第38回「消費者教育推進会議」を開催させていただきます。

委員の皆様方、御多用のところ、御参集いただきましてありがとうございます。

私のほか、江花委員、柿野委員、角山委員、楯委員、宮木委員がオンラインでの参加となっております。

対面で御出席されていらっしゃる方で、もしも手を挙げて私が気づかなかつたら、声を出していただくよう、よろしくお願いいたします。

また、高橋委員は御欠席との連絡をいただいております。

まず、今回から消費者教育を担当されます尾原審議官より一言御挨拶をいただきたいとします。尾原審議官、どうぞよろしくお願いいたします。

○尾原審議官 この7月から審議官に着任いたしました尾原と申します。

先生方、御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○大藪会長 尾原審議官、これからどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回から初めての御出席となります朝比奈委員より一言御挨拶いただきたいとします。朝比奈委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○朝比奈委員 皆様、こんにちは。静岡県教育委員会高校教育課の朝比奈と申します。

会議3回目にしまして本日初めて参加をさせていただきます。このような会に出席するのは初めてでして、大変光栄に思っておりますと同時に、本日は大変緊張しております。どうぞよろしくお願いいたします。

私は現在教育委員会に所属しておりますが、高校の家庭科の教員です。学校を離れて5年目になります。5年前、学校では2022年4月からの成人年齢引き下げに伴って、私は授業で生徒たちにどんな力をつけたらいいのか、そのためにどんな授業をデザインしなければならないのか、試行錯誤して日々過ごしておりました。学校と授業を離れて少し時間がたってしまいましたが、高校の家庭科教員の立場から消費者教育について考えていきたい

と思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大藪会長　ありがとうございます。

今日は高校の家庭科の先生の高橋委員が御欠席なので、ぜひそのような視点で朝比奈委員からも御意見をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。議事次第を御覧ください。

本日の議題は「地域における体系的な消費者教育の推進について」をテーマといたしまして、1、国における消費者教育の取組、2、地方公共団体における消費者教育の取組、3、関係団体における消費者教育の取組、4、消費者力の育成・強化についてという4つの内容となっております。

それでは、1つ目の議題から進みたいと思います。まず、消費者庁から地域における消費者教育の取組について御説明をお願いいたします。

なお、委員の皆様から事前に御意見をたくさんいただきましてありがとうございました。御説明に当たり、それを踏まえまして、可能な限りそれを補足するような形で御説明いただけたらと思います。

それでは、山地課長、どうぞよろしくお願いいたします。

○山地課長　まず、資料1に沿って消費者庁における消費者教育の取組について御説明申し上げます。

従前より御説明申し上げます基本方針でございますけれども、右側の中ほどにありますとおり、消費者教育のライフステージごとの消費者教育ということで、地域社会における消費者教育というものも掲げておるところでございます。消費生活センターが啓発活動やコーディネート機能を担うように体制整備をすとか、見守りネットワーク等の仕組みを活用した推進等を掲げさせていただいております。

また、これを支える仕組みといたしまして、右側の下にございます消費者教育コーディネーターの配置・育成ということで、多様な関係者や場をつなぐ重要な役割を果たしていただいております。このコーディネーターの育成支援のために、会議の開催によります課題や目標等の抽出、地域ごとに直面する課題の共有等の取組を通じた支援等を行っております。

また、右下の黄色い四角囲みの部分でございますけれども、KPIの検討・設定ということで、私ども、そして、地方公共団体におかれましても推進計画での設定を促し、進捗管理等を行っていただいております。

3ページ目、消費者教育の現状ということで、今申し上げたとおり、ライフステージに応じた場を活用して推進してきておるところでございます。中ほどの緑色の部分が地域社会についてでございます。消費生活センターを地域住民に消費者教育を提供する場として拠点化を進めているところでございます。消費者教育の計画策定、協議会設置がそれぞれ推進法に基づく努力義務になってございますが、47都道府県は全てにおいて、そして、政令市も19、あと1つというところになっておるところでございます。

また、消費者教育コーディネーターの配置についても基本方針に基づいて進めていただいております。47都道府県全部、それから、政令市も2つを残すところというところになっておるところでございます。これからは中核市における取組を推進していきたいと考えておるところでございます。

また、地方公共団体による講座の実施もかなりの数が行われておるところでございます。前年度に比較して1.3倍の数が行われていると承知しておるところでございます。対学生、対社会人、対高齢者、また、テーマもエシカル消費、高齢者等の見守り、消費者被害防止といったようなテーマで、それぞれかなりの数が行われていると承知しておるところでございます。

今後の課題はコーディネーターや担い手の育成、そして、関係者の連携、相互の学びを我々としても促進するところだと考えておるところでございます。

地域における消費者教育推進体制ということで、我々が把握している数字について少し御紹介申し上げたいと存じます。消費者教育推進地域協議会の設置、それから、推進計画については、各地方自治体においても取組を行っていただきたいと思っておりますけれども、まずは中核市以上の自治体での対応済みの割合を各都道府県で50%以上という目標を掲げておるところでございます。右下の※にありますとおり、赤色表示は未達成の都道府県となっております。政令市はほぼ取組が進んでおりまして、中核市でも少しずつ取組が進んでいるところだと承知しております。

次のページ、消費者教育コーディネーターの配置状況につきましても、中核市では62中核市のうち12において配置済みということで、これを御覧いただきますと、中核市でコーディネーターを置いていただいているところは計画策定等も進んでいるところもあるというところで、それぞれセットでお進めいただけますように、我々としてもしっかりと働きかけを行っていききたいと考えてございます。

6ページ、地域における消費者教育推進体制の確保ということで、出前講座等の講習を実施されている市区町村の割合を各都道府県で75%以上という目標を我々として掲げているところがございます。これを達成している都道府県がブルーのところがございますけれども、かなり濃淡のあるところがございます。特に兵庫県さんが高いので、こちらについて御質問をいただいたところでしたけれども、例えば地域サポーターの取組であるとか、地域で消費者活動が非常に盛んで、民間でも消費者団体等を含めていろいろな活動がされているし、出前講座も非常に活発に行われていると承知しております。そういった取組をほかのところでも行っていただけるように、我々としてもサポートをしっかりしていきたいと考えてございます。

実際に地域における消費者教育の取組の事例について御紹介するものが次のページになります。こちらにつきまして、例えば消費者生活見守りサポーター養成講座でございますとか、子育て世代に向けた検討会、また、高齢者の見守りの担い手向けの講座でございますとか、社会福祉士向けの出前講座、また、親子での体験プログラムによるSDGsの取組で

ございますとか、エシカル消費の普及啓発等、様々な取組が行われておるところでございます。

今、我々として進めております事業者向けの出前講座についても既にお取り組みの自治体がたくさんございまして、例えば消費者志向経営セミナーでございましてとか、あとは商工会議所の職員向けの講座、新入社員研修、コンプライアンス講習会等が行われているところがございます。こういった取組を自治体でも御参考にいただければということで、しっかり御紹介していきたいと存じます。

次のページ、消費生活センター等が行う講習を受けた方が地域サポーターという形で活動されているというような取組をされている自治体があります。いろいろな名称がありますがすけれども、地域サポーターということで我々はくくって御紹介をさせていただいております。都道府県では26、政令市では13、市区町村では136か所でそういった取組が行われているところございまして、福岡県や埼玉県、長野県等、多くの配置が行われているところがございます。こういった方々の取組例について、次のページで御紹介させていただいております。

名称は消費生活サポーターやくらしの安心サポーター、推進員等の名称をつけていただきまして、見守り通信等による情報提供やミニ講座、主に見守り活動というのが多くございますけれども、サポーター同士が集まってグループを結成して、啓発活動や啓発品の作成を行ったりだとか、あとは地域の中での啓発、教育の実施を行ったりだとか、見守り活動が多いですけれども、御自身が講師となって活動されているというような積極的な取組も見られるところがございます。

次のページが消費者教育コーディネーターについての御紹介でございます。コーディネーターの本職としては左下でございますとおり、行政職員の方が一番多い状況でございますけれども、教員の方でございますとか業務委託先、または金融機関OBといったような例もあるところでございます。

出前講座の派遣先としては学校が一番多くございますけれども、社会福祉施設や老人クラブ、社会福祉協議会でございましてとか自治会、民生児童委員や企業といったような派遣も行われておるところでございます。

次のページ、これまで毎年1回のコーディネーター会議だったのですがすけれども、今年は新教材の紹介も兼ねまして、5月に第1回コーディネーター会議を開催いたしました。こういった教材があるかといったような御紹介でございますとか、また、左下でございますとおり、岡山県のコーディネーターの矢吹様から消費者教育コーディネーターに期待される役割と活動の御講義でございますとか、また、当推進会議委員の原田委員のほうからデジタル化に対応した消費者教育の取組ということで、最新の消費者トラブル事例を交えた説明で参考になった、アップデートしていく必要性を強く感じたといったようなお声をいただいております。

次のページは地域における被害防止の取組ということで、直接的な教育の取組ではない

ですけれども、高齢者、障害者等、孤独・孤立しがちな方々の見守りということで、左側にございますような関係者の方々が参加した見守りネットワークの構築というものを消費者庁として推進しているところでございまして、この取組の一つとして右側の2番目の○でございますけれども、地域における積極的な啓発活動、注意喚起といった取組も行われておるところでございます。

次のページ、そういった地域で御活用いただけるような教材ということで、先般から御紹介申し上げております「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」という我々が開発した新教材でございますけれども、こちらでも地域で最近はやっております訪問販売（点検商法）でございまして、あとは相談先・周囲への働きかけというページを設けまして、そういった高齢者等の方に異変があった場合の気づくポイントやチェックポイント、相談対応や相談先についての内容について盛り込んでおるところでございます。

続きまして、KPIについても少し御紹介させていただきたいと存じます。地方公共団体でも素晴らしい評価指標を多くの自治体で設けていただいておりますので、今日御発表いただきます京都府と岡山市におかれても、消費者ボランティアによる情報の発信・拡散数でございまして、担い手の登録者数という非常に意欲的なKPIを設けていただいております。

それから、我々消費者庁で設けているロジックモデル、KPIについても少し御紹介申し上げたいと思います。まだまだファーストステップでこれから練っていく余地は十分あるところでございますけれども、アクティビティといたしまして、地域における消費者教育の働きかけでございまして、コーディネーター等の設置、事業者におけるプログラム開発であるとか、ポータルサイトにおける発信・共有、そして、アウトプットといたしまして協議会の状況でございまして、コーディネーター会議の参加者数等、そして、アウトカムといたしまして消費者教育コーディネーター配置済みの団体の数、これは自治体の取組ということで初期のアウトカムにさせていただいております。

また、一番下でございまして、しっかり知識をつけていただくということで、契約等消費生活に関する基礎的な知識の正答率の向上を掲げさせていただいております。

そして、中期といたしまして、そういった知識を持って自ら未然防止のために行動できるでありますとか、被害に遭ったときにも相談ができる消費者の増加、あと、周囲に働きかける消費者の割合の増加というものを掲げさせていただきまして、最終といたしましては被害に遭った方の割合の減少、消費者市民社会の実現といったところを目標にさせていただいております。

実際の数字を少し御紹介させていただきます。次のページ、消費者の意識・取組状況ということで、令和4年度から消費生活意識調査ということで毎年この項目について数字を取るという取組を行っておりますので、消費生活に関する知識の正誤問題についてということで、こちらの7問については、「社会への扉」の項目を基につくっている質問でございまして、平均の正答率が38.8%ということで決して高くない数字ではあるので

すけれども、この中でも基礎的な契約の成立時期等について、成人年齢の引き下げに向けて教育を行った15～17、18～19歳は非常に高い数字といったような、これは効果といってもいいのではないかと考えているところでございます。

ただ、全体の平均正答率が右側にありますけれども、20歳代が最も低いということで、こちらへのアプローチが重要だということで、我々も取り組んでいかなければならないなと考えているところでございます。

次のページ、過去1年間に消費者トラブルに遭った人の割合は、いろいろなトラブルの濃淡がございますけれども、20%ということで、一番多かったのは、商品の機能・品質やサービスの質が期待より大きく劣っていたというものとなっております。そして、消費者トラブルに遭ったと回答された方のうち、どこかに相談しましたかということをお伺いしたところ、7割の方が相談した、相談先をお伺いしたところ、地方自治体の消費生活センターが一番多かった、続いて国民生活センター、商品を扱う販売店等という順になって、相談するという活動は意識として浸透しつつあるのかなと思うところでございます。

次が実際に行動できる消費者の割合でございます。未然防止のために行動ができる消費者の割合ということで、商品購入の際に表示や説明を十分確認する、そして、相手の話を鵜呑みにせず、迷ったら家族や周囲に相談する、こちらの少なくともいずれか一方を心がけていると回答した方が46.6%ということで、この数値を上げていきたいと考えてございます。また、被害防止のために周囲に働きかけができる消費者の割合は24.1%ということで、こちらをもっと上げていく必要があると考えておるところでございます。

最後でございますが、こうした担い手の方々を支援するためにポータルサイトでの教材・取組等の周知を行ってございまして、まだまだ改善の余地があるところでございますけれども、皆様に教材を掲載いただいたりだとか、取組事例の拡充を図ったりとかといったような取組を行っておるところでございます。

駆け足で恐縮ですけれども、以上でございます。

○大藪会長 山地課長、どうもありがとうございました。

まずは全部聞いてから皆さんの御意見を伺いたいと思いますので、続きまして、消費者庁新未来創造戦略本部から、資料2に沿って御説明をお願いいたします。

○大友参事官 消費者庁新未来創造戦略本部の大友と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日は、消費者教育推進課と我々新未来創造戦略本部が令和5年度に行いました若手従業員向け消費者教育研修の推進に関するプロジェクトについて御説明をいたします。

初めに、私が所属します新未来創造戦略本部という組織について、簡単に御紹介をさせていただきます。この本部は政府機関の地方移転という流れの中で、2020年7月、約4年前でございますけれども、徳島県に設置された消費者庁の拠点でございます。本日、私も徳島県からオンラインで参加をさせていただいております。

私どもは未来本部と呼んでおりますが、未来本部の業務は大きく2つございます。第1

に、徳島などの実証フィールドを活用して先駆的な取組の試行、それから、施策効果の検証を行うモデルプロジェクト。第2に、デジタル化や高齢化などの社会情勢の変化による新しい課題に関する研究を行う消費者政策研究でございます。未来本部では様々なモデルプロジェクトや様々な研究を常時10～20件程度抱えておりまして、同時並行して実施をしております。

ちなみにこの会議の会長代理でいらっしゃいます坂本先生には未来本部の客員アドバイザーとして日頃より御指導いただいております、大変お世話になっております。また、柿野委員、宮木委員におかれましては、未来本部が主催する新未来ビジョンフォーラムという情報交換会のフェローを務めていただいております、そのフォーラムの報告書の作成などにも大変御協力をいただきました。また、宮木委員には先週開催された消費者庁設立15周年シンポジウムでパネリストを務めていただくなど大変お世話になっており、感謝をしております。

本日御紹介いたしますのは消費者教育推進課と未来本部が連携して行ったモデルプロジェクトでございます。

プロジェクトの背景・概要でございますが、2022年4月に成年年齢が引き下げられたことに伴いまして、若年者への消費者トラブル防止の観点からいろいろ活動を行っております。従来、消費者教育というのは学校教育向けに行われていた面が多かったのではないかと思いますけれども、今後は社会人を含めた若年者への切れ目のない教育が必要だということが考えられます。特に新社会人になった若者たちは初めてお給料をもらって様々な場面で契約の主体となる機会が増えます。他方で、企業人として消費者に商品やサービスを提供する側にもなりますので、そうした社会人が賢明な消費者として、また、責任のある企業人として成長していくことを促すことが重要であろうということでございまして、そのようなことも背景に消費者教育推進課が令和4年度に若手従業員向け消費者教育推進プログラムを開発・公表しております。

令和5年度にその研修プログラムをさらに普及、活用を促進するという観点から、事業者団体や自治体などの協力を得てモデル研修を6か所で試行的に行い、その結果を踏まえて活用マニュアルを作成したというのが、このプロジェクトの概要でございます。

2ページ目、令和4年度に開発したプログラムの概要を御紹介しております。プログラムは5つの項目から構成されております。なお、事前に委員より、このページの上の部分の文章内にある「企業人として消費者とトラブルにならないための視点を育成する」という点に関しましては、もっとポジティブな表現にしていかがでしようかとの御指摘をいただいておりますので、ぜひ検討させていただきたいと考えております。御意見をありがとうございました。

3ページ目では、実際に行ったモデル研修の一例といたしまして、和歌山県内の商工会議所の事例を御紹介しております。このモデルプロジェクト全体ではモデル研修を6か所で実施しておりますけれども、本日はお時間の関係もございまして、そのうちの一つを

御紹介させていただいております。

この研修は参加者が9名でございましたが、企業従業員4名、商工会議職員2名、地元市役所職員3名という形でございました。民間企業以外の方も含まれておりますけれども、この研修プログラムの趣旨は、商工会議所や地元市役所の職員の若手の方にも該当するものだと思いますので、そういった方に参加いただけてよかったと思っております。

この事例では、諸般の事情から依頼から研修実施までの時間が短かったということで、あまり多くの受講者が残念ながら集まらなかったのですけれども、プロジェクト全体では計6回、参加者の合計数としても200名弱ぐらい集まっているという状況でございます。

こちらの和歌山の研修では実施主体である商工会議所様のニーズもございまして、特にSDGsをメインとして取り上げております。そして、SDGsに詳しいNPO関係者の方が比較的近くにいらっしゃるということから、その方に講師を務めていただくという経緯がございます。この点、事前に委員の方より、地域の消費生活センターを拠点とした企業従業員向けの消費者教育の必要性を感じる、教育機関に限らない商工会議所などとの橋渡しにも消費者教育コーディネーターを活用できないでしょうかとの御意見をいただいておりますけれども、御指摘のとおり、各地の消費生活センター、また、消費者教育コーディネーターの方々にも、この教育プログラムの積極的な活用、それから、企業向けの研修に取り組んでいただければと考えております。

次のページでは、実際の受講者の声、主催者の声を御紹介しております。受講者からはSDGsについて改めて考えるよい機会になった、学生時代に習うことがなかった課題を学ぶことができた点が特に有益だといったような前向きな感想が寄せられております。

また、主催者である商工会議所側からもSDGsについて学べる機会を提供できてよかった、新入社員も意欲的に取り組んでいたという評価をいただきました。加えまして、SDGsをどのようにビジネスにつなげるか、企業価値を高めるかといった内容の研修であれば、企業の関心も高いのではないかとといったような御意見をいただいております。

5ページ目は、令和5年度に行ったモデルプロジェクト全体で、協力企業から行ったヒアリングの概要を紹介しているページでございます。企業がこういった研修を導入していただく際に想定される課題としては、利益に直結しない研修には興味を持ちにくい可能性があるのではないか、また、研修を行うために必要な人的・時間的な余力がない可能性があるのではないかといった御意見を頂戴してございまして、それを克服して、こういった研修を普及させていくための工夫などについて御示唆を頂戴したという形でございます。

最後の6ページ目では、そのような企業の皆様のお声、それから、6か所で行ったモデル研修の結果も踏まえまして、作成・公表した活用マニュアルについて御紹介をしております。このマニュアルは主に各地域の消費者教育の担い手の皆様、例えば消費者教育コーディネーター等でございますが、そういった方々が各地域の事業者団体や企業などに研修の実施について働きかけていただく際の課題や方策、この研修プログラムを活用方法などについて、モデル研修で実践した結果を踏まえて、その結果をまとめたものでございます。

消費者庁のウェブサイトに掲載をされておりますので、ぜひ企業向けの消費者教育研修を企画・実施する際に、多くの方に御活用いただければと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○大藪会長 未来本部の皆様方、ありがとうございました。

続きまして、文部科学省から御説明いただきましてから、皆さんから御意見をいただきたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

○濱部課長補佐 文部科学省男女共同参画共生社会学習安全課で課長補佐をしております濱部と申します。

昨年11月29日に開催されました今期最初の第36回の消費者教育推進会議において、文部科学省における消費者教育の取組について御説明をさせていただきましたが、今回は地域における体系的な消費者教育の推進という議題に関連した文部科学省の取組を御説明させていただきます。

2 ページですが、文部科学省では昨年度から成年年齢引き下げを踏まえた効果的な消費者教育実践モデル構築の事業を行っております。この事業は教育委員会、消費者行政部局、企業、大学、NPO、地域の関係者の多様な皆様が連携・協働することによって、実践的で効果的な消費者教育を実践するためのモデルを構築することを目的としております。

令和5年度は公益財団法人消費者教育支援センター、国立大学法人奈良国立大学機構、兵庫県神戸市の企業でございます株式会社omochiの3者が事業を委託して取組を進めていただきました。

消費者教育支援センターですが、滋賀県近江八幡市をモデル地域としまして、市の御協力の下、消費者行政部局に教育委員会や地域の方々と連携した取組を進めていただいたところです。

また、奈良国立大学機構では、奈良女子大学を中心に、教育コンテンツの開発や啓発講座を通じた学生と地域の方々との交流を中心とした取組を進めていただきました。

株式会社omochiは、食をテーマに教育機関での授業などを実施している企業でございますが、地元の銀行や大学などと連携しまして、フェアトレードについて学ぶ教材開発や、教材体験などの取組を進めていただきました。

文部科学省では引き続き地域の連携モデルの構築や成果の普及・展開を進めてまいりたいと考えておりまして、本年度も継続的に本モデル構築の事業を進めております。

なお、成果につきましては、資料6ページを御覧いただきますと、消費者教育支援センターで行われました近江八幡市の取組についてまとめたリーフレットを配付させていただいております。「地域の連携・協働のつくり方」というタイトルとなっておりますが、7ページをご覧くださいと学校や高齢者の見守りといった対象ごとに連携・協働に向けたステップを分かりやすくまとめていただいております。

3ページに戻りまして、このほか、文部科学省では消費者教育フェスタを開催しておりまして、学校や地域において消費者団体等をはじめ、様々な主体の皆様の連携・協働を推

進しております。本フェスタでは教員の方ですとか、教育委員会、消費者行政部局などの行政関係者、事業者、消費者団体をはじめ、幅広く参加を呼びかけさせていただいておりまして、地域の実情に応じた消費者教育の取組を共有していただき、関係者の交流を促していくことを目的として実施しております。昨年度は近江八幡市と島根県益田市で対面と全国配信のオンラインで開催させていただきました。今年度も対面とオンラインで2回開催する予定で準備を進めています。

4 ページ目ですが、長谷川先生から、消費者教育フェスタと関係する取組ですかという御質問をいただいておりますが、こちらは消費者教育フェスタとは別の取組とはなりますが、地域における消費者教育を推進していくための一例としまして、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について御紹介をさせていただきます。

子供たちを取り巻く様々な課題や地域の課題解決をしていくためには、学校と家庭、そして、地域の連携・協働を進めていくことが必要であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、保護者や地域住民等が学校運営に参画をする学校運営協議会を設置することができることになっています。こうした協議会を設置した学校を、コミュニティ・スクールと呼んでいます。

また、地域の住民の方々に学校と連携して様々な活動を実施していただいております、こうした活動を地域学校協働活動と呼んでいます。文部科学省ではこうしたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動について一体的な推進を進めております。

5 ページ、コミュニティ・スクールにおける消費者教育の事例を1点御紹介させていただきます。滋賀県大津市の事例でございますが、大津市立日吉中学校では学校運営協議会を開催しまして、消費者教育の一環として学校教育運営協議会の委員の方々と生徒会の執行部の生徒が、すごろく体験という第一生命様のライフサイクルゲームを行って、消費者として知っておくべき消費者被害ですとか、その対応策などを学ぶような活動なども行っております。

文部科学省としましては、引き続きこうした地域の多様な主体の皆様がネットワークを図り、相互に連携をして情報を共有した消費者教育の取組を推進してまいりたいと考えております。

引き続き皆様の御協力をいただけましたら、大変ありがたく思います。

文部科学省からの説明は以上です。

○大藪会長 文部科学省、消費者庁、消費者庁新未来創造戦略本部からの3つの御報告をしていただきましたので、まず、各省庁の取組について、御意見や御質問などがありましたら挙手をしていただけたらと思います。いかがでしょうか。

本日、原田委員は15時15分で退席されると伺っておりますので、まずよろしくお願いいたします。

○原田委員 ECネットワークの原田でございます。お気遣いありがとうございます。申し訳ございませんが、15時15分で退出させていただきますので、最初に御質問をさせていた

だいて恐縮です。

国の取組を非常によく分かりやすく御説明いただきまして、ありがとうございます。エシカル消費とかSDGsというのがテーマとして出てきました。私はそちらのほうは門外漢で非常に素人的な御質問で大変申し訳ないです。

世の中がデジタル化していくということで、それに合わせた消費者教育とかというのをテーマで私もお話しさせていただいたりとかしました。世の中がデジタル化していくと、特にWeb2.0から3.0というような世の中の動きがありまして、プラットフォームから要はブロックチェーン型というような形で、いろいろネットのデジタル技術も進歩していくというようなところになります。

いろいろな分野でデジタル化が進むということは、ある意味、SDGs的にはエネルギーを使わないというような部分も出てくる反面、それだけネットワークが発展していく、世の中がデジタル化していくということは、それだけエネルギーが必要になる。つまり電力とか、そういうものが必要になっていくとなりますと、結局CO2の削減につながらないとか、要は相対するところが同じところに出てくるというような素朴な疑問が出てくるのですけれども、そこは国としてはどう整理をされるのかなというところを個人的に伺いたくて、お願いいたします。

○大藪会長 原田委員、どうもありがとうございました。

大事な点です。何かが減ったと思ったら、こっち側でまた増えていくということがあります。この辺りはいかがでしょうか。

○山地課長 原田委員、ありがとうございます。

後ほど末吉委員にも御意見を伺いたいですけれども、エシカル消費の推進はいろいろな価値があって、推進するのは非常に難しいなと我々も考えているところでございまして、消費者の方々が、まずはそれぞれの事実を知って御自身で御判断いただくことができるように、こういうことを見たほうがいいのか、こういった観点があるというようなことを材料として、また、そういった姿勢を持てるようになるといいということをお伝えしていくのが、まず、私たちの役割かなと考えているところでございます。

その次のステップとして、エネルギーの大量消費とデジタルについてどう考えるかということについての比較考慮というのは、我々の中でまだ結論が出ているわけではないですけれども、それを消費者一人一人が御自分の使っている電力等を確認していただきながら御判断いただくことになるのかなと考えているところでございます。

○原田委員 ありがとうございます。

なかなかすぐに結論が出る話ではないとは思いますが、デジタル技術の進歩の中には省電力化といいますか、そういうものもデジタル技術として大きな柱として進めていくということも一つあるとは思いますが。そういった点では、個人的にはデジタル化を進めていったりとか、いろいろな方法は賛成なのですけれども、一方で、SDGsに反していくようなこともやっているのではないかと個人的に思ったものですから、そこら辺は今後の

技術の進歩で、省電力化とかそういうところも合わせながらデジタル技術を持つというの
も一つなのかなと思いました。

○大藪会長 原田委員、ありがとうございました。

末吉委員、何かコメントがありましたらよろしくお願いします。

○末吉委員 御指名ありがとうございます。今、原田委員がおっしゃった御意見は本当に
もっともだなと思いながら聞いておりました。

まず、そもそもエシカル消費普及やSDGs推進のために、デジタル技術の進歩は非常に大
事であると私は考えます。というのも、エシカルな消費とは、顔の見える、つまり生産の
背景や裏側が分かる、ということです。DXとかデジタル化が進むことで、消費者が今
まで知ることができなかった背景について知ることができるようになります。それによっ
て、消費者がエシカルな製品を選びやすくなり、エシカル消費がより広まっていくことに
つながるのではないかと考えます。

エネルギー消費に関してですが、まさにおっしゃるようにパソコンやネットを使うと大
きな電力を消費し、サーバーを動かしたり、データセンターを維持するためにも莫大なエ
ネルギーが必要です。実はデータセンターを稼働させる電力を再生可能エネルギーに切り
換えている企業が出てきています。有名なところで言うと、Googleは今、アメリカにある
データセンターを地熱発電で動かしていると聞いております。なので、企業側のそういっ
た努力、あとは消費者、生活者が自ら使用する電力を気にかけて、例えば再生可能エネ
ルギーに切り換えていくとか、そういったことが解決の一つになるのではないかなと思っ
ています。企業のイノベーションと併せて、課題の解決が進んでいくのだと思っています。

以上です。

○大藪会長 末吉委員、ありがとうございました。

長谷川委員、デジタル系に強いと伺っていますけれども、その辺で何かコメントがあれ
ばお願いしたいのですけれども、いかがですか。

○長谷川委員 特にありません。

○大藪会長 分かりました。

今のエシカル関係のことで何かほかにございますか。よろしいでしょうか。

柿野委員、よろしくお願いいたします。

○柿野委員 文部科学省の説明の中で近江八幡市の取組について御紹介いただきました。
消費者教育支援センターが交付金をいただいて、ずっと長く近江八幡市に関わるという本
当に貴重な機会をいただきました。今年度で交付金が切れてしまうというところで、これ
を何かの形で残したいというようなところから、文部科学省の事業のほうに昨年度手上げ
をさせていただいたという経緯がございます。

近江八幡市の中でも意識してきたことが、最後に御説明がありました地域学校協働活動
推進委員さん、この方が近江八幡市内にも各学校におられまして、その推進員さん、以前
は地域コーディネーターさんとか名前が違ったのですけれども、そういった方に何回か研

修をさせていただいて、消費者教育について御理解いただくというような取組なども進めてきておりました。

一つ質問です。こういった推進員さんに消費者教育を理解させていただいて学校と地域がつながっていくということが非常に意味のあることだと私も関わっていて思ったのですが、推進員さんに対する研修の機会というようなことが意識的にこれまで行われているのか、何か全国的な組織があって、そういった方々を通じて研修ができるような機会があったら、消費者教育をそのネットワークで広げていくと、非常に効果的なのではないかなと思ったのですが、その点について御質問させていただけたらと思います。

以上です。

○大藪会長 柿野委員、ありがとうございました。

今のことに關しましてお答えいただけますでしょうか。

○濱部課長補佐 御質問をいただきありがとうございます。

直接の担当ではないので明確な回答にはならないかもしれませんが、各教育委員会単位ではこうした研修等の機会を設けているかと思いますが、推進員の個人向けの研修を国で設けているところは承知していないところです。ただ、推進員の方は地域に入っただいて消費者教育を推進していけるキーパーソンと思いますので、文部科学省としてはこうした方々に対する消費者教育の働きかけをしていくことも必要と考えております。

○大藪会長 ありがとうございます。

柿野委員、よろしかったでしょうか。

○柿野委員 ありがとうございます。

○大藪会長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ACAPの佐藤でございます。本来であれば事前に意見を申し述べるべきところ、実は新未来創造戦略本部様の資料にACAPの名前が出ておりましたので、一言コメントさせていただきます。資料の5ページにモデルプロジェクトの協力企業のヒアリング概要がありました。確かに企業の研修状況について、ACAP研究所でも4～5年前に従業員教育の取り組み状況を調査した際、新入社員研修など全体で行われる研修の中で、この手の内容を組み込めるのはせいぜい30分から1時間程度であるという声が多く聞かれました。それも消費者対応部門が人事部門と協力し、無理やり実施しているという状況もありますので、このヒアリング内容と一致しているものと感じました。実際に新しい教材が完成し、ACAPでも東京例会などで会員企業への案内を行っております。

○大藪会長 佐藤委員、どうもありがとうございました。

消費者庁新未来創造戦略本部、いかがでしょうか。

○大友参事官 佐藤委員、御意見・御指摘をどうもありがとうございます。

おっしゃるとおり、企業の方とうまくタイアップしていければいい研修につながりますので、ぜひお願いできればと思っております。そのために、このマニュアルも御用意しておりますので、ぜひ多くの方に御活用いただいて、少しでも多くの企業様、もしくは

は事業者団体様の普及につなげていければと思っています。ACAP様と引き続き今後も連携させていただければと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大藪会長 ありがとうございます。

○山地課長 消費者庁からも少し補足させていただきたいと存じます。

佐藤先生にお入りいただきまして、事業者向けのプログラムを開発いたしました、ありがとうございます。

それで、今年度は新人向けと壮年期向け、退職期向け、それぞれ出来上がったプログラムにつきまして講師派遣事業を委託事業で行ってございまして、実は消費者教育支援センターのところで集合研修等を企画いただいておりますので、また、講師の担い手の育成なども行っているところでございます、そちらのほうに御連絡いただければ、今年度は講師派遣にも対応できるかと考えてございます。皆様にもよろしくお願い申し上げます。

○大藪会長 ありがとうございます。

今年も様々なことを実施されるということなので、その辺も期待したいと思っております。

○山地課長 先生、文部科学省のほうから追加の御説明があるみたいです。

○大藪会長 では、お願いします。

○濱部課長補佐 失礼しました。柿野先生から先ほど地域学校協働活動推進員の研修のお話がありましたが、確認しましたところ、個人向けの研修は県単位の教育委員会などで行われているようですが、国としては全国フォーラムなどを開催して取組事例の紹介などを行っている状況でございます。補足の説明になります。

○大藪会長 ありがとうございます。

消費者教育フェスタ、去年度というのは2月に2回ともされたみたいですが、今年もそういうような予定ということでしょうか。

○濱部課長補佐 今年度も開催する予定ですが、まだ時期については確定していない状況ですので、また文部科学省のホームページ等で周知をさせていただきます。

○大藪会長 ありがとうございます。

それでは、議題2に移りたいと思います。「地方公共団体における消費者教育の取組」ということなので、大槻委員、城戸委員から御報告いただきたいと思います。

まず、大槻委員のほうから資料4の御説明を5分程度でお願いいたします。

○大槻委員 京都府中丹広域振興局農林商工部長の大槻でございます。本日は貴重な時間をいただきましてありがとうございます。京都府の消費者教育の取組について御紹介をさせていただきます。

スライド2～5までについては京都府の消費生活安全センターの概要です。本日は5分間ということで時間がありませんので省略をさせていただきまして、スライド6をお願い

します。

京都府では「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」に基づきまして施策を実施しております。3つの柱を設けておりまして、一つが消費者教育の推進で、この消費者教育の推進を実施するに当たり、矢印にあります消費者教育の機会の拡大を含めた3つの大項目を設定して施策を推進しております。本日は、それぞれの主な事業として、中学校における消費者教育の支援、コンシューマーボランティアの養成、若年者と事業者との交流の場の提供について御紹介をさせていただきます。

スライド7をお願いします。まず、中学校の消費者教育の支援についてです。どのような教材が求められているのか手探りのところがありましたので、中学校の家庭科の教諭、消費生活相談員、そして、専門家を構成メンバーとする教材作成チームを立ち上げて検討することにしました。

スライド8をお願いします。その上で、まず、京都府内の中学校を対象にアンケートを実施しました。副教材の使用状況については全体としては半数程度ですけれども、使用している割合が家庭科では多く、社会科では少ないという状況です。

スライド9は副教材を使用していない理由を尋ねております。家庭科、社会科とも教材を使用している時間がないという回答が多く、社会科では教材の必要性を感じないが2番目に多くなっています。また、副教材の存在を知らないという回答も一定存在するような状況です。

スライド10は副教材のテーマ、どういうテーマがあればいいのかということでお尋ねをしています。

スライド11は使いやすい教材、どういったものが使いやすいのかということでお尋ねをしています。

スライド12は、家庭科と社会科との連携について質問をしていまして、連携はしていない、実施していないが9割強を占めております。

スライド13は、連携が必要だと思いますかと伺いますと、9割弱が必要であるという回答でした。

スライド14をご覧ください。消費生活安全センターの教材作成チームで作成した副教材を紹介させていただきます。消費生活安全センターの強みといいますと、実際に消費生活相談を受けているということですので、京都府内の若年者の相談状況を分析して事例を紹介する相談概要、相談事例を令和4年度、5年度と毎年作成をしております。それに加えて、契約を学ぶ教材、ゲーム課金等でトラブルの多いクレジットカードについて学ぶ教材などを作成しております。

スライド15は、小中高生の相談概要です。どういった相談が多いのか、多く寄せられている相談の事例と、それに対する相談員からのアドバイスを記載しております。

スライド16は、中学校における消費生活相談の事例になります。生徒用に配付する副教材、スライド17は、教えるポイントを記載した先生用の副教材と2種類作成しております。

スライド18をお願いします。左側が学校に提案をしています授業プラン、こういうような授業プランはどうですかということで提案したものです。右側と次のスライド19の左側は、生徒に考えさせるワークブックになります。スライド19の右側とスライド20の左側については、契約に関する副教材になります。

スライド20の右側に試行授業と書いております。作成した副教材を教育現場で活用いただきたいということで試行授業を行うことにしております。消費生活相談員の人数は限られておりますので、全ての中学校で講座を行うことは物理的に困難でありますし、消費生活相談員は外部講師でありますので、教員の方が授業を行っていただくことが大切であると考えております。そういったことから、まず、消費生活相談員が授業を行いまして、次にチームティーチングという形で相談員と学校の先生が授業を行う、その次に先生方で行っていただくという形で進めております。

スライド21をお願いします。教材作成チームの取組につきましては、教育委員会を通じて各中学校に通知をしておりますけれども、チーム設置の意義や副教材の内容、意図を十分に御理解いただくためには、実際に教員の方に説明するのが効果的と考えまして、中学校教育研究会の技術・家庭科部会のほうで説明を行っております。

以上が中学生における消費者教育の支援についての御紹介になります。

スライド22をご覧ください。コンシューマーボランティアについて御説明をします。目的は、スライドに記載のとおりですが、大学を卒業しますと啓発活動に参加することは少なくなると思いますが、将来を通して消費者問題に関心の深い消費者の育成、そして、ボランティアを行っていた若者が社会人になって周囲の同僚などに伝えていくことによって広がっていく効果もあるのかなと思っております。

大学生向け啓発チーム、子供向け啓発チームに分かれて活動しております。スライド23からは大学生向け啓発チームの活動になります。大学生協同組合に出前講座の企画、実施、SNSによる発信、エシカル消費に関する活動、定例の会議の開催を委託しております。そちらのほうのスライド24、25になります。

スライド26からは子供向け啓発チームの活動になります。食品ロスやネットトラブル防止などの消費生活に関する出前講座を児童館にお伺いして、大学生自身が行うといった取組になります。

スライド28はイベントなどでも活躍をしていただいている様子です。

スライド29をご覧ください。公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民社会の育成の取組として、若年者と消費者との交流の場の提供を行っております。令和5年度は京都紋付さんを訪問して、伝統産業である黒紋付の黒染めの技術を生かして、廃棄される予定の服を黒染めすることでアップサイクルする取組を学びました。訪問の様子は短時間の動画に編集して、SDGsの取組として啓発授業に活用しております。

スライド30をお願いします。これまで大学生のコンシューマーボランティアの活動を紹介してきましたけれども、京都府のコンシューマーボランティアは地域で啓発や見守り活

動を行っていただいている一般のコンシューマーボランティアの方もおられます。普段、別々に活動いただいているボランティアの方が集まってお互いの活動報告を行う交流会を毎年3月に開催しております。一定以上の活動をいただいた方に対しては感謝状の贈呈もしております。

スライド31をお願いします。そのほかの取組として、勤労世代に対する消費者教育についての取組を紹介します。勤労世代へのアプローチはなかなか難しい課題と考えておまして、どういったことができるのかということを考えまして、まずは我々京都府職員に対する消費者教育から取組を始めております。職員が業務で使用するパソコンに各課からのお知らせコーナーがあるのですけれども、そちらに月1回、消セン新聞と題しまして、消費生活に関するトラブル事例等を掲載して、注意喚起を行っております。

最後に、32は番外編ということで、今年度から農林行政のほうに携わることになりました。こういう取組があることを知りましたので、御紹介をさせていただきます。農林行政の分野では農村RMOという仕組みがありまして、農地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援などの地域コミュニティの維持を図る組織になります。令和4年3月に重層的支援体制整備事業と農林水産施策との連携についてといった通知も出されております。消費者安全確保地域協議会の制度については、消費者庁のほうから令和3年度に重層的支援体制整備事業との連携の通知が出されておりますけれども、農村RMOとの連携も検討されてもよいのではないかと思います。御紹介をさせていただきました。

説明は以上になります。ありがとうございました。

○大藪会長 大槻委員、どうもありがとうございました。

非常にたくさんのことをしていらっしゃることを皆さんに御紹介いただけたと思います。

続きまして、岡山の城戸委員、よろしくお願いいたします。

○城戸委員 岡山市消費生活センター所長の城戸と申します。本日は、報告の機会を与えていただきましてありがとうございます。

それでは、岡山市における消費者教育の取組について御報告いたします。

まず、岡山市の地域特性でございますけれども、私ども岡山市は人口71万人の政令指定都市でございます。中四国地方における中核都市の一つでございます。写真にありますように、市域には中高層ビルが林立する中心市街地、それから、マンション街や住宅地、郊外の田園地帯、さらには北部の山間部、瀬戸内海沿岸など、バラエティに富んだ地域特性を持っております。このようなことから多様な地域特性に応じた柔軟な対応が必要となっております。そのほか、岡山市のセールスポイントを3ページに載せておりますので、参考までに御覧ください。

4ページの岡山市消費者教育推進計画につきましては、お時間の関係で詳細についての御説明は省略させていただきますが、KPIの設定について御説明いたします。KPIのそれぞれの目標値は5年間でおおむね40～50%程度の増加を目指して設定しております。項目によって実現性が異なるため、やや大まかであるとの御指摘はあろうかと思いますが、岡山

市の計画におきましてはKPIに厳格な精度を求めるようなものとせず、あくまで事業効果を高めるために設定した一定の目安という考え方をしております。担い手登録数については5年間の純増数は30名程度でございますが、毎年個人的な事情で減ることも想定しております。実際の増加数は50名程度で設定をしております。

5 ページ、全国の自治体で組織化を推進されている消費者見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）における取組について御紹介いたします。岡山市では市民協働という観点から、安全安心ネットワークという、町内会、民生委員など、様々な分野の団体によって構成された組織によりまして、地域防犯や交通安全、自主防災、地域福祉などの様々な活動を行う地域団体を以前から組織していました。この既存の地域団体に消費者被害防止や消費者教育などの活動を加えていくことにより、消費者見守りネットワークとしての機能を付加する手法でエリアを拡大しております。

平成29年度に1団体でスタートし、今年度時点では4団体となっています。いずれも山間部ながら、しっかりとしたコミュニティーが機能しているエリアとなっています。この地域団体における構成員が集まって情報交換する場といたしましては、各地区で総会のほか、定期的な会合を行っておりまして、具体的な活動内容といたしましては料理教室、高齢者の交流サロン、運動会、文化祭、バザーなど、各地区によって様々でございます。

6 ページの具体的な取組でございますけれども、各地域で活動を活性化させるために様々な支援策を実施してまいりました。特に見守り活動をするに当たり、適格消費者団体の消費者ネットおかやまで理事を務められている河田弁護士により、地域のリーダーの方々に対し消費者市民社会についての理解促進、消費者被害の実例と対策、さらには見守り活動の必要性を説明する講座を各地区で開催しました。

事例については、消費者ネットおかやまにおける相談事例を基に、個人情報等は出すことなく一般的事例として説明をしています。また、各地区にオリジナルの訪問販売お断りステッカーなどの資材提供を行いまして、各地区の高齢者世帯の見守り活動の際に活用していただけてきました。

効果については7 ページにありますように、これらの事業によりまして、各地区において実際の消費者被害防止の見守り活動が活性化し、消費者啓発に対する関心が高まりました。このような見守り活動が他分野の活動と複合的に行われることで住民が消費者啓発に接する機会が増えることにもつながっております。この結果、悪質な訪問販売、買い取り、さらにはSF商法の開催情報などのリスク情報が共有化されまして、地域全体において悪質商法の被害にさらされる機会が減ったとの評価を各地域からいただいております。今後、被害防止のみならず、エシカル消費についての普及啓発や小学校との連携により、世代を超えた消費者教育ができるような仕掛けができればと考えております。

課題といたしましては、今後一層少子高齢化が進む中、担い手の確保ができるのかどうか、行政頼みにならない自主的活動として定着できるかというところでございます。

また、組織化している4地区は岡山市全体での面積カバー率は約19%、人口カバー率は

14%程度にとどまっております。地域全体での拡大が大きな課題です。しかしながら、市内で人口の大半を占める市街地などの都市部におきましては、居住者の移動が激しく匿名性が高いため、コミュニティー活動が必ずしも活発ではなく、郊外で通用した手法での拡大が困難という現実と直面しています。都市部における消費者教育の担い手といたしましては民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターや公民館職員が考えられるほか、行政分野以外ではPTAや大規模マンションにおける管理組合や管理会社等の地域コミュニティーに関わる民間団体、企業なども巻き込んだ施策が必要であると考えますが、現実的に連携を広げるためには下地づくり等、地道な活動が必要となりますので、実務的なハードルは高く、長期的な視点での取組が必要であるという問題意識を持っております。

続きまして、大学等との連携による消費者教育でございます。お時間の関係もありますので、あらかじめ質問をいただいている部分について御説明いたします。

8ページについては学生に向けた説明資料でございます。この中で食ロスをエシカル消費の事例に挙げていますが、講座内でフードバンクに取り組む企業の見学を予定しているため、このような記述となっております。講座では、まず、エシカル消費とはどのようなものかという基礎的な知識を大学生に習得してもらうために、岡山市消費生活センターのコーディネーターが講義をしているほか、環境市民の下村先生による講演や、山陽学園大学の酒井教授による講義も行われております。

成果については、今年度事業で現在進行形でありまして、数値でお示しできませんが、現時点でステップ3の企業見学までを終えております。

11ページ、ここまでの成果といたしまして、担当教授にお話をお伺いしたところでは、事業者訪問というものを経て学生の意識も大きく変わっておりまして、エシカル消費を伝えていくという目標に対するモチベーションが高くなっているということでございました。

以上、高齢者向け、若者向けの地域に密着した事業の実例を御紹介いたしました。御紹介した事業は成功事例ではなく、まだ試行錯誤の状態でございます。全国の消費生活センターでは人材や財源などのリソースに差があることから、実施可能な事業の範囲には違いがあると思います。都道府県を含めた各自治体の消費生活センターが地域の特性や豊富な地域資源を生かして、地域の核となって身の丈に合った持続可能かつ効果的な事業により、積極的に消費者教育を進めていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○大藪会長 非常に詳細なデータを用いて御紹介いただきましてありがとうございます。

ここまで、地方公共団体の具体的な取組ということでしたが、御質問がありましたらお願いします。

原田委員、それから、並木委員の順番でお願いいたします。

○原田委員 お時間の関係上、先に失礼させていただきます。御発表ありがとうございます。

京都府さんの資料で御質問と御意見です。11ページ、どんなものが使いやすい教材です

かというのは非常に参考になりまして、自分も教材をつくろうかなと思ったときに、非常にこのデータが参考になりました。ちょっと伺わせていただきたいのですが、ワード、パワーポイントと加工が可能なものが47%という数字で37件ということでしたけれども、これは御希望されているということは、加工ができる、要はカスタマイズができるというようなところを目的として、こういった数字が出ているのでしょうか。逆に言うと、現場では結構時間がないというようなお話があったので、逆に出来合いの教材のほうがやりやすいのかなと思ったら、案外加工が可能なものということを御希望されているところがあったので、そこら辺で何か御希望されている現場の方々の御意見とかが、もし具体的にあるのであれば教えていただければと思います。

○大藪会長 原田委員、ありがとうございました。

それでは、大槻委員、よろしくお願いいたします。

○大槻委員 このアンケート項目については、教材を作成するに当たってこういった様式のことを希望されているのか把握するために設定したのですが、直接ヒアリングを行うなどのことはしていないので、学校の先生方の希望の詳細は分かりませんが、細かい部分でそれぞれカスタマイズしたいところがあるということではないかと考えております。副教材をそのまま使ってもいいし、多少それぞれの学校で変えたいとか、そういったニーズがあるのかなと考えております。

○原田委員 ありがとうございます。

逆にそのように学校さんが思ってくれるというところでは明るい話だなと思ひまして、自分たちの学校に合わせたカスタマイズを希望しているというところは、逆にいいことなのかなと思ひました。

○大槻委員 補足ですけれども、このような希望があることが分かりましたので、なるべくPDFとかではなくて、ワード、パワーポイントといった加工ができる形で提供するようにしております。

○原田委員 ありがとうございます。

○大藪会長 ありがとうございます。

並木委員、よろしくお願いいたします。

○並木委員 私は、中学校でありますので小学校も含めた義務教育の立場からお話しさせていただきます。

まず、京都府と岡山市のお取組につきまして、行政がリードして学校における消費者教育を推進していただいているのはすごくありがたい、効果的なことだと感じながら話を伺っていました。

その中で、京都府の8～9ページで先ほど御指摘があったのですけれども、アンケートの結果におきまして、例えば家庭科ではかなり使用していますけれども、社会科ではあまり使っていないとか、その先に行きますと、12～13ページ、家庭科と社会科の連携は必要なのだけれども、実際はあまり連携が取られていない、この辺りを実際データにしていた

だいたいのですけれども、恐らく日本全国で同じような傾向になるのではないかなと想像しながらデータを拝見させていただきました。

そこで、質問が2つあるのですけれども、その先に行きまして、18～19ページに実際に自治体でご提示いただいている学習指導案があります。この指導案については、教育課程上の位置づけというのはどのように行われたのか、具体的には、家庭科でやったとか、社会科でやったとか、総合的な学習の時間学習でやったとか、その辺りのことがもし分かれば伺いたいです。

もう一つの質問としては、先ほどございました家庭科と社会科の連携について、必要は分かるけれども、実際には連携ができていないということのデータが出た後のその後のアクションとして、何か連携に向けた工夫が行われたとか、行おうとしているというようなことがありましたかどうか、その2つを教えてくださいと思います。

以上です。

○大藪会長 ありがとうございます。

大槻委員、お願いいたします。

○大槻委員 中学校における消費者教育の取組は令和4年度から行っており、令和4年度の取組に対して中学校を対象にアンケートをしております。187校のうち97校から回答がありました。学校数では48.7%が教材等を活用して消費者教育を実施したという回答が来ております。先生ベースでは、125名が教材等を活用して消費者教育を実施したとの回答があり、家庭科で82名の先生、社会科で43名の先生になりますので、家庭科のほうが多いのかなと思っております。

家庭科と社会科との連携についてですが、家庭科と社会科で消費者教育を実施することになりましたので、どのような連携をされているのか現状を知りたいということで質問をさせてもらったのですけれども、このアンケート結果に対してどのようなアクションをしたらいいのかというのは、まだ検討しているところです。

以上でございます。

○並木委員 ありがとうございます。

少し細かすぎるような質問で申し訳なかったと思っているのですけれども、少々補足させてください。先ほど原田委員からの御質問にもあったのですけれども、教材を使用している時間がないという御意見があって、学校現場からしますと本当に全く同感で、恐らくどこの地域や学校でも過密なカリキュラムによる時間的な余裕のなさはあると思います。一つの出口としては、社会科と家庭科の合科的な授業をやって、そのことによって教科間の役割分担が進み、同じような内容を別の教科で重複して取り扱うことを避けることで教員の負担が少し減ると、より合理的な教育課程の実施・運用ができるというようなメリットが学校現場で感じられることによりたら、取組がさらに進むのではないかと思います。

あと、ワード等の加工できる教材を教員が望んでいる理由というのは、1単位時間の丸々50分間授業を外部が作成した年間指導計画外の教材に取られることへの抵抗感であり、時

間がない、という現場感覚の中には授業時数に余裕がないという現状があります。そういった中ではワードなどの加工可能なデータの提供により、教員が自分の授業の中で加工して使うことによって部分的な活用ができるのであれば、教員自身が作成しているワークシートや授業プレゼンとハイブリッドさせるなどにより、一層ハードルが低く、もっと柔軟に使えるという魅力があると思います。

以上です。

○大藪会長 並木委員、ありがとうございました。

私自身も社会科と家庭科の先生にアンケートを取ったのですが、やりたいのだけれども、時間がないというのがありますし、話し合いをする時間がないというのが非常に多かったと思いますし、他教科の教科書や、何をいつ教えているかをあまり知らない先生が多いというのがあったので、その辺のところの連携はこれから必要かと思いました。

それでは、江花委員、よろしくお願いします。

○江花委員 江花です。カメラがオンにならなくて申し訳ありません。このままお話しさせていただきます。

京都府さんと岡山市さんからそれぞれ発表をいただいて、素晴らしい多種多様な取組をされているということがよく分かりました。質問としては、都道府県と市町村との間で消費者教育の分野においてどのような役割分担といたしますか、あるいは連携、情報交換などがされているのかというところ、それぞれ多種多様にやられているなと思ったので、そのところをお尋ねしたいなと思いました。

あと、国としては都道府県と市町村に対して、それぞれどういう役割を求めているのかというところもお伺いできればありがたいです。よろしくお願いします。

○大藪会長 ありがとうございます。

これは消費者庁ということでよろしいでしょうか。

○江花委員 そうです。

○大藪会長 お願いします。

○山地課長 ありがとうございます。

都道府県と市町村の役割分担というところの問題意識と承知いたしました。いろいろな自治体がおありになると思うので、それぞれ自治体御自身で取組を進めていただくことも、その地域の特色を生かしてという形でお願いしていきたいと考えるのですけれども、それぞれリソースの問題もあると思いますので、都道府県のほうで各市町村の実態を見ながらそこをカバーしていくというようなこともぜひやってくださいということを基本方針に盛り込んでいるところでございまして、そこはその自治体の状況に応じた形で行っていただければなと考えておるところでございます。お答えになっていますでしょうか。

○大藪会長 江花委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

高比良委員、お願いします。

○高比良委員 全相協の高比良です。京都府さんの取組と岡山市さんの取組について、両方について少しお聞きしたいのですが、まず、両者とも消費生活センターということで、消費生活相談員が大きく関わっていると感じました。特に京都府さんは、中学校における消費者教育の支援ということで、教材の開発におきまして消費生活相談員も関わっているということなのですけれども、今回、京都府さんのほうでは中学校を対象にされたということですが、今後、小学校とか高校などへ広げていくような予定があるかということもお聞きしたいと思いました。

あと、先ほど江花委員のほうからも出たのですけれども、京都府のほうとしては、京都府内にはいろいろな市町村の公立の中学校もあるかと思うのですが、連携はどのようにされているのかということをお教えいただきたいと思いました。

あと、岡山市さんのほうは大学生による消費者被害の防止の取組は何かされているか、お聞かせいただければと思いました。よろしくお願いいたします。

○大藪会長 ありがとうございます。

それでは、大槻委員、城戸委員の順番でお願いいたします。

○大槻委員 ありがとうございます。現在の行動計画は、令和4年度から6年度までを計画期間としております。この前の行動計画については、成年年齢引き下げがありましたので、高等学校への消費者教育を重点に置いて実施をしておりました。

消費者庁で作成された「社会への扉」や京都府で独自に作成したパンフレットを活用して、ほぼ全ての高校で消費者教育を実施していただきましたので、令和4年度からは現行計画において、中学校への支援を重点的に取組むことにしております。これは令和6年度までの計画ですので、現在、行動計画の改定作業をしており、今後の取組については検討しているところです。小学校など、マンパワー等のこともありますので、どこまでできるかというのはなかなか難しいところがあるかなと考えております。全世代を対象になるべくいろいろな形で実施をしていきたいと考えております。

市町村の教育委員会との連携についてですが、今回、中学校を対象にするに当たり、都道府県の教育委員会は主に高等学校が所管ですので、中学校に対してどのようにアプローチをするのかは一つの課題ではありました。府の教育委員会などとも相談をさせてもらいながら、市町村の消費者行政部門を通じて、市町村の教育委員会にこのような取組を行っているといった通知はさせてもらっております。

また、教材作成チームには、中学校の先生が参加いただいています。先生の派遣や試行授業の受け入れなど、亀岡市の教育委員会の御協力をいただき実施しているところであり、一定、御理解をいただきながら連携をさせていただいております。

以上でございます。

○大藪会長 ありがとうございます。

それでは、城戸委員、よろしくお願いいたします。

○城戸委員 江花委員の御質問で、都道府県と市町村のすみ分けの辺りもお答えしておき

たいと思うのですけれども、私どもは政令指定都市でございまして、教育委員会につきましては都道府県と同格の教育委員会を持っております。したがって、県とのすみ分けにつきましては、小中学校については完全に役割分担ができています。ただ、高等学校以上になりますと、基礎自治体でございまして、少し言い方が悪いですが、手が出しづらいというか、特に大学生につきましては市外から通っている方もおられます。我々の行政単位で言いますと、居住されていない方に対する啓発になりますので、税金の使い方という面でいくと非常に矛盾が生じてくることとがございします。

したがって、そういった難しい部分はあるのですが、ただ、令和4年の成年年齢引き下げというところを踏まえて、我々としてはそういったことにこだわってはいなかなか啓発が進まないということで、岡山市で言えば、岡山市内にある大学のうち、県が啓発を既にしているところ、2大学ぐらいあるのですけれども、そういったところにつきましては当然県にお任せし、それ以外のところについて情報をいただいて、やっていないところについて岡山市が分担するというので、新入生を対象にしてそれぞれ200～300人、3大学ぐらいありましたけれども、消費者コーディネーターのほうが出向きまして、消費者被害防止の出前講座をしているところでございします。

○大藪会長 ありがとうございます。

末吉委員、お願いします。

○末吉委員 どうもありがとうございます。

私からは大槻委員に質問がございします。事前に書いた質問は、既に回答のようなものをいただいているので新しい質問になるのですけれども、コンシューマーボランティアの養成についてです。こちらは大変すばらしい活動だと思って見ていたのですけれども、私の勘違いであれば教えていただきたいのですが、コンシューマーボランティアとは、大学生等の若者が出前講座に行き、教えるということで間違いないでしょうか。もし、コンシューマーボランティアとなった若い人たちが教えに行っているということであれば、出前授業ができるようになるまでにはどのような学びを得て、どのくらいの期間を経て教えることができるようになるのか、その辺りの詳細を教えていただければありがたいです。お願いいたします。

○大藪会長 大槻委員、お願いします。

○大槻委員 大学生が自ら消費者教育を行うことによって、学生自身の学びにも繋がるのが狙いですので、大学生自身が出向いて啓発活動を行う取組をしているところです。出前講座の内容を、行政職員や相談員と一緒に作り上げた上で、それを現場で実施しております。どれぐらいの期間ということは、どのようにお答えしたらよいのか難しいのですが、講座内容について、議論を重ね、練習を行い、実際に前講座に行くというようなところなんです。大学の先生にもアドバイザーとして指導いただきながら、出前講座のコマをつくっていくというようなことで活動を行っているところです。

○末吉委員 ありがとうございます。

○大藪会長 ありがとうございました。時間が短くて申し訳ございませんでした。

それでは、議題3でお二人の方に御発表していただきたいと思いますので、まずは関係団体の取組として角山委員、中野委員に、5分ずつで、よろしくお願いいたします。

では、角山委員、お願いいたします。

○角山委員 日本社会福祉士会の角山と申します。

社会福祉士というのは何かということで、資料の6ページ目からとなります。

社会福祉士というのは社会福祉士及び介護福祉士法という法律における国家資格となります。専門的知識と技術をもって身体であるとか精神とかの障害がある方、また、環境とかの理由によって日常生活を営むのに支障のある人に、福祉に関する相談に応じて助言とか指導等を用いて解決に向かう者となっております。そのほか、関係団体と連携を取るのが法律上で定められている役割となっております。そういった社会福祉士にて、日本社会福祉士会は構成されています。

まずは日本社会福祉士会の取組といたしまして、このたびの消費者教育に関わる委員会を2つほど挙げさせていただいております。まずは後見活動です。後見活動はこちらに書かせていただいております認知症であるとか知的障害の方とか精神障害等で物事の判断能力が十分でない方について本人の権利を守る、いわゆる一緒に伴走しながら本人さんの意思であるとか、そういった思いとかを手助けするというのが後見活動となっております。

この後見活動に対しての委員会というのを設けておりまして、後見委員会というものがございまして。成年後見であるとか、未成年の後見、両親がおられない方、また、両親が障害を持っておられて、お子さんに対して十分にサポートできない方とかに対して未成年後見というような支援をしております。

また、社会福祉士会が47都道府県にございますけれども、そういった会の成年後見や未成年後見事業の支援をすることとなっております。

この後見人になるためには、まずは社会福祉士を取得した後に3年ほど基礎課程の研修を積まなければなりません。その後に成年後見人材育成研修を受講します。よって、成年後見の役割を担うためには、社会福祉士を取得した後に4年間、研修を積むことで成年後見人となることができます。

少し古いデータですがけれども、日本社会福祉士会では名簿登録をした者が8,799名おり、受任という言い方になりますけれども、受任件数が3万人を超えております。成年後見の制度が開始されてからは5万人ほどの方々に対して、お手伝いをさせていただいております。

こちらが成年後見だったのですけれども、次は地域生活支援となります。地域生活を支えるために日本社会福祉士会では、地域包括ケア推進委員会を設けております。地域共生社会の実現に向けて、特に高齢者であるとか、障害を持っておられる方を対象に実践する社会福祉士の支援を行うとなっております。

話はそれますが、私が意識しながらこちらの資料を作成しておりませんでした。社会福

祉士であるとかソーシャルワーカーという文言を用いていますが、これらは同義語と認識していただければと思います。ソーシャルワーク実践を社会福祉実践と置き換えていただいても構いません。そこを意識しないまま書いてしまいました。

話を戻します。ソーシャルワーク実践の見える化、社会福祉士がソーシャルワーク実践を行う上で、全国に共通したテキストであるとか、考え方について整備するのが、この地域包括ケア推進委員会が行っている事業となっております。

私は沖縄県に住んでおりまして、今度は沖縄県の社会福祉士会の取組になります。先ほどの後見活動では、沖縄県では成年後見権利擁護委員会を設けておりまして、こちらは一人一人の社会福祉士への支援ということで、毎月活動の報告会であるとか研修等を行っております。成年後見人材育成研修を開催しておりまして、その開催・運営であるとか、また、沖縄県の成年後見制度の普及促進事業ということで、各市町村の担当者に対して成年後見とはどういうものなのかという研修を実施しています。

御質問をいただいていたけれども、弁護士会とか司法書士会、様々なそういった関係団体との協議会を設けておりまして、そういった方々と一緒に今後の成年後見に向けてどのように進めていけばよいのかという話し合いの場も設けています。

併せて、地域生活支援に関しては、高齢者支援委員会であるとか障害者支援委員会を設けておりまして、こちら個人会員への支援を行っております。ただし、沖縄県の場合は、消費者教育というよりも、むしろ現在力を入れているのが虐待対応になっておりまして、高齢者虐待や障害者虐待の対応ということで、市町村の担当者、地域包括支援センターの職員等に対しての虐待対応に力を入れています。

ここからが沖縄県での事例となっております。消費者生活センターとの連携事例となります。地域の自治会に加入をされている方を中心に、健康相談とか虐待、権利擁護等の講話を地域包括支援センターで定期的に取り組んでおります。その項目の中に消費者被害に対しての注意喚起や、消費者生活センターの方へ高齢者向けの講話等をお願いしております。

また、講話だけにとどまらず、地域包括支援センターですので、近隣の一人一人の高齢者の御自宅とかにお伺いしたときに、消費者被害に遭っているのではないかと、そういった気配があるなということであれば、消費者生活センターに直接相談し、連携を取っています。

介護支援専門員の取組としては、御自宅に定期的に訪問を実施しております。その訪問の際に、日々の生活状況と困りごとなどの確認のほかに、消費者庁であるとか国民生活センターであるとか、また、沖縄県から出されている詐欺の手口であるとか消費者被害防止についてのリーフレットなどを注意喚起ということで、説明しています。また、玄関とか様々な目に見える場所に貼って、分かりやすくする取組をしています。

また、弁護士会との連携ということで、一般市民向けのセミナーがございまして、パネリストとして参加しました。

また現在、法テラスさんから社会福祉士会にワンストップ相談会へ参画の依頼がございます。そのワンストップ相談会では、弁護士の方や警察官の方とか心理士の方とか、また、私たち社会福祉士等と一緒に各都道府県で、靈感商法であるとか消費者被害に遭っている人たちに対しての相談支援事業を始めませんかというお声がけをいただいております。そういったものが近々各都道府県で始まるとお話を伺っておりますので、資料にはないのですけれども、情報提供させていただきます。

事例4～6は御覧いただければと思います。障害をお持ちの方であるとか、そういった方々に対して支援をしているというような事例になっております。

課題となります。今回事例を集めたところ、消費者被害を防ぐためには社会福祉士会であるとか、私たち社会福祉士1人だけでは到底できないということが見えてきました。関係団体・関係機関との連携が不可欠であるということを痛感しております。

事例を幾つか挙げさせていただきましたけれども、消費者生活センターと連携が取れていると、各個人であるとか地域包括支援センターの事例では挙がっていましたが、私が今所属しております沖縄県社会福祉士会では、組織として十分に連携が取れていなかったのではないかと考えております。そのために、私たち社会福祉士会も十分に連携を取りながら、勉強会、研修会等々を通じて連携強化を図りたいと考えております。

また、当会として会員に対して消費者庁であるとか国民生活センターから様々な教材とかをいただいておりますので、こちらも定期的に案内はしているのですけれども、ただ、案内をしているだけです。もう少し社会福祉士会への案内の仕方を見直していこうと思っております。

私のほうは以上になります。

○大藪会長 角山委員、事例も含めまして非常に詳細に教えていただきまして、ありがとうございました。

引き続きまして、中野委員、お願いいたします。

○中野委員 日本PTA全国協議会前副会長の中野です。4月に子供が中学校を卒業しましてOBとなってしまったのですが、引き続きこの委員会のほうでよろしく願いいたします。時間が押していると思いますので、要点をкаいつまんでお話をしていきます。

2ページ、綱領を載せさせていただきました。これは読んでいただければと思います。日本PTA全国協議会、略して日Pとよく言われるのですけれども、全国の都道府県及び政令指定都市のPTA連合会協議会が所属しております。現在61協議会、これは日Pに保護者が所属しているわけではありませんで、全協議会で全部足していくと700万超の保護者で構成されているというよりは、所属でもなくて関係しているというか、情報を得られる状態になっていると捉えてもらえるといいと思います。

3ページ、日Pは公益社団法人ですので公益事業が7つ決められております。これを全部説明したかったのですけれども、この中の1番、社会教育、家庭教育及びPTA活動の資質向上に資する研究大会、講演会、研修、ここについて今日は説明させていただきたいな

と思います。

4 ページ、PTA活動の中でとりわけ我々が大切にしているのが、社会教育、家庭教育及びPTA活動、これは先ほど読んだところですが、子育て世代の保護者と教職員に対して多くの研修会の実施をしている、実はこれを大変重要視しているところです。

5 ページ、全国のPTA組織で行っている研修会をかいつまんでお話をしますと、まず、全国のPTA会員向けに日本PTA全国研究大会、今年は第72回の川崎大会が開催されるということになります。日Pの所属している8つのブロックがあるのですけれども、こちらのほうも各ブロック研究大会が開催されております。ここには書いていないのですけれども、このブロックの中に所属している各市町村ですとか区の研修大会・セミナーも開かれていますので、全てのPTAの研修会等を集約すると何万人になるのだろうというぐらいやっているという組織ではあります。

6 ページ、この後ろに私のほうで集約した171のこういったテーマで研究大会をやられているかというところをまとめた資料があるのですけれども、結論から申し上げますと、いわゆる消費者教育という冠を打って、テーマとしてやっているものについては大変少ない状態になっています。

この理由ですけれども、質問等々にもありましたが、これもかいつまんで話をしていきますと、このPTAの研修会、実は日Pがいろいろとテーマを決めて七十数年やっているテーマがあります。それが組織運営、家庭教育、学校支援、地域連携、食育、中学生討論、防災教育、環境教育、健康安全等々、ある程度テーマが決まったものの分科会・講演会を開いているというのが一応PTAの研修の骨子というか、そのようになっております。

よって、保護者・教職員が一番気になっているといいますか、テーマとしたい子育て、PTA運営、あと、地域と学校の連携、コミュニティ・スクール、いじめ、不登校というのがテーマとしてかなり多くの部分を占めているのが実情です。その中に、例えばネットリテラシーですとか、そういったものをテーマにしているものを拾っていくと、ようやく3つほどあったかなというところですよ。

ただ、アンケートを取ったのが日P全体の3分の1ぐらいのデータであるということと、このテーマの中に消費者教育が果たして本当に含まれていないのかということまではアンケートが取れていませんので、一応時間がない中でつくった資料ということを御理解いただいた上で、こういった内容の結果になっているということになります。

11ページ、こういった消費者教育の委員会に私も参加させていただいて、いろいろと取り組んでいこうと思っていますけれども、既に5月の代表者会という全国から協議会の代表者が集まる会議があるのですけれども、そちらのほうでこういったものもありますといった消費者教育のための情報を発信しました。今後、10月、2月、来年の5月と続いて全国から集まる会議がありますので、その中で消費者教育を研究会・研修会のテーマに入れていただけるように、特に家庭教育に当たるのかと思いますけれども、選択していただけるように、いろいろと情報を発していきたいというところで話をまとめたいと思います。

よろしくお願いします。

○大藪会長 時間が短い中でまとめていただきましてありがとうございました。

何か質問等を伺いたいところですが、時間がなくなってきておりますので、次の4のところの消費者力のところで、あと3人御発表がありますので、それを聞いた後で時間があればということにしたいと思います。

次は、消費者力の育成・強化についてということで、本来ならば山地課長から御説明いただくところなのですが、先回、御説明をいただきましたので、VRを使った新しい消費者教育の教材の体験について城戸委員と高比良委員から、どのようにしてやられて、ということがあったかということをお説明いただけますでしょうか。

では、城戸委員、お願いいたします。

○城戸委員 岡山市の城戸でございます。それでは、かいつまんで御説明いたします。

岡山市におきましては、令和6年4月24日から4か所で実施しまして、うち3か所につきましては岡山市内の私立大学で行っております。出先の大学におきましては一度の実施で5名体験というところで、受講者数はやや少な目となっております。

主な感想といたしましては、初めてという方はやや気持ちが悪くなったという方がいた一方で、臨場感があって事例を学ぶための適切な教材だというポジティブな意見も多くございました。

改善点・課題につきましては、私どものほうで感じたところも含めて、私も実際に出向いて操作を3大学でさせていただいたのですが、コンテンツがやや少ないかなということで、充実をお願いしたいというところ、あと、復習動画についてもVR内でできれば、より効果的ではないかということ、あと、接続台数も5台ですので、もう少し多くあれば、出前講座等で実施が可能ではないかと感じたところでございます。

簡単でございますが、以上で終わらせていただきます。

○大藪会長 城戸委員、御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、高比良委員、お願いいたします。

○高比良委員 全相協の高比良です。私どもは消費者庁から受託しました外部講師を活用した実践的な消費者教育講座を全国で展開しておりまして、その一つの事例としてVR教材を使わせていただきました。6月29日に岡山県の川崎医療福祉大学の医療福祉マネジメント学部医療秘書学科の学生さんを対象にいたしました。学生さんは20代前半で合計9名なのですが、皆さん岡山県の消費生活センターのボランティア講師として登録している人ですので、どちらかという見守り側の立場を目指す学生さんでした。3つのVR動画があるので、3つとも視聴していただいた上で、皆さんで消費者庁さんの作成したワークシートを使ってディスカッションをしたのですが、時間の関係で、ディスカッションは主にその後のゼミの中でされたということでした。

主な感想としては、トラブルに巻き込まれることで怖い思いをする部分までVR動画を通して体験できればなおよいと思ったとか、あと、3つのVR教材を各グループが並行して視

聴きたら、時間的制約がある中でも効率よく視聴できるのではないかということでした。
以上です。

○大藪会長 ありがとうございます。

続きまして、大藪なのですけれども、ほぼ皆さん方と同じなので、資料を見ておいていただけたらと思います。

最後に、今日はあと2～3分しかないのですけれども、御発言がまだの楯委員、宮木委員、長谷川委員、武井委員、坂本委員、遠藤委員、朝比奈委員から一言ずつ、特に先ほどの福祉のところとか、PTAのところについてコメントをいただけたらと思っております。あと、VRのこともコメントがあればお願いいたします。

○武井委員 金融広報中央委員会の武井ですけれども、お別れの御挨拶といいますか、私は今会合が最後の出席となります。金融広報中央委員会は昭和27年の創設以来72年の歴史を歩んでまいりましたけれども、このたび新しくできました金融経済教育推進機構（J-FLEC）にその業務を移管・承継して幕を閉じることになったためであります。

2019年の当会議の委員就任以来、大変多くのことを学ばせていただきました。長年の御厚誼に改めて御礼を申し上げます。

最後ですけれども、金融教育と消費者教育は非常に深いつながりがあります。最近でも高齢者を対象としたオレオレ詐欺、あるいはSNSを使った投資詐欺、こういった問題は消費者教育と金融教育の領域をまたがった事案であります。今後新しくできますJ-FLECにおきましても消費者教育の関係者との連携を深めていきたいと考えておられます。ぜひよろしくお願いいたします。

以上であります。

○大藪会長 武井委員、どうもありがとうございました。

J-FLECがどのようなか楽しみにしております。

続きまして、宮木委員、お願いいたします。

○宮木委員 御説明ありがとうございます。

私のほうからは、非常にたくさんの教材のお話とか現場のお話を伺いまして、それをどう合理化していったらいいのかなというところを深く考えました。今、生成AI等も非常に便利になってきておりますので、そういったものをうまく活用して教材づくりの負担を下げていくということが期待できるかと。最近は最新情報がきちんと反映されるようなAIもどんどん出てきておりますので、普遍性の高い領域と新しい情報をどんどん入れていかなくはいけない領域と分けて、また全国で共通でできるところと、地域で分けて地域ごとにつくらなくてはならないところといった区分分けをすることによって、効率化・合理化が図れるのではないかなということを伺いながら感じました。

以上でございます。

○大藪会長 宮木委員、どうもありがとうございました。

続きまして、長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 3つあるのですけれども、急いで言います。

京都府の取組のところで並木委員から御指摘があった家庭科と社会科との連携の部分ですけれども、これはまさに今の学習指導要領のカリキュラムマネジメントに関連することだと思います。それに関する教材や事例の資料がまだ少ないのではないかと思います。そう思いますので、今後の取組にそういった視野も入れていく必要があるかなと思いました。

2つ目は消費者庁の資料1の19ページのところに、他者に働きかけることに関するデータがあるのですけれども、これも第4期教育振興基本計画の11ページにある生徒エージェンシーに関わる部分となってくるのではないかと思います。そういった文科省や国として目指している教育との関連を踏まえた今後の取組だとか教材提供等があるといいかなと思いました。

3番目は先ほどの話とかぶってしまうのですけれども、各地でいろいろないい実践が行われているので、このグッドプラクティスをうまく整理するとともに、それをやるための準備段階の情報なども共有できるといいのではないかと思います。

以上です。

○大藪会長 長谷川委員、非常に重要な点を幾つか御指摘いただきましてありがとうございました。

続きまして、坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 PTAの取組について感想を述べさせていただきたいと思います。

勤労世代が一番消費者教育を届けにくい世代だと思いますので、PTAを通じて親への研修の機会があるというのが、非常に届けにくい世代への有効なアプローチではないかと感じます。あまり消費者教育というテーマでは研修会などで取り上げられていないということでしたが、防災ですとかSDGsとか食育などは消費者教育の中に入るとと思いますので、ぜひこういうテーマを充実させていただいて、消費者教育の消費者の責任みたいな視点も加えた講座になっていくといいのかなと思いました。

また、子育て論のところなどで、子供自身が批判的に物事を考えたり、自分で決めたりみたいな、そういう力を育てようみたいな消費者教育の視点の講座が充実するといいなと思いますし、今、お金に対する教育は保護者の方も関心が非常に高いと思いますので、ぜひお金の使い方みたいな講座も企画して、いろいろなところで実施していただくと、こちらとしても大変嬉しいなと思います。

以上です。

○大藪会長 坂本委員、どうもありがとうございました。

PTAもたくさん人数がいらっしゃいますので、ぜひ期待したいと思います。

それでは、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 NACSでも本部事業として講師派遣をしております、特に学校講師派遣のほうでは最近コミュニティ・スクールですとか、学校の授業以外で講師の御依頼をいただくことが増えてまいりましたので、こうしたPTAであるとか、それから、福祉のほうの

担い手の育成というところでも、こうした関係団体様との連携がより一層必要になるのかなと思っております。

また、本部の講師派遣以外に全国の支部、あるいは分科会でもそれぞれの地域に根差した団体であるとか自治体と連携をしておりますので、そちらのほうも進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大藪会長 遠藤委員、ありがとうございました。

それでは、朝比奈委員、よろしくお願いいたします。

○朝比奈委員 本日はありがとうございました。

今日、私はいろいろな取組があることを知りまして、生徒たちに必要な力をつけるために地域資源をどのように生かすのか、また、どのように学校と地域がつながっていくことができるのかを考えていかなければならないと思いました。

それと、消費者庁のVR教材ですが、子供たちを見ていますと、体験を通して実感を伴って学ぶところがありますので、このような教材を授業で活用していくことも大切ではないかと感じたところです。

以上です。

○大藪会長 ありがとうございます。

楯委員、よろしくお願いいたします。

○楯委員 私は前半のパートの企業の若手従業員の教育のところについて一言だけ申し上げます。企業側に利益等のメリットがないのでなかなか推進しないのではないかと、という記載があったかと思います。ですが、例えばコンプラ研修や人権研修など、直接利益に結びつかない研修も多くの企業で取り入れております。拝見していて、消費者教育の研修制度があるという認知がまだ弱いというところに課題を感じましたので、ぜひ実施の際にはメディアを誘致して、報道などを通じて認知を取っていくようなことも考えられたらいかがかなと思いました。

以上となります。

○大藪会長 ありがとうございました。非常に重要な御指摘だったと思います。

私の不手際で時間が押してしまいまして、皆さんから御質問がもっとあったと思いますけれども、お受けできなくて申し訳ございませんでした。

もう少し時間があればという感じがしましたので、次回の時間運営は事務局と相談して、皆さんから多くの御意見をいただけるようにしたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。ただ、皆さん方から多くのことを教えていただきまして、今後の消費者教育につなげていける多くのヒントをいただけたのではないかなと思っております。ありがとうございます。

それでは、以上で一応本日の議題は終了ということになります。

司会を事務局にお返ししたいと思います。皆様方、御協力いただきましてありがとうございます。

ございました。

○山地課長 座長、ありがとうございました。

本日は、地域における体系的な消費者教育の推進についてということで、皆様の多様な取組、そして、充実した意見の交換をいただきまして、誠にありがとうございました。

次回以降の推進会議の開催等につきましては10月を予定しておるところでございます。大藪会長とも御相談の上、後日、事務局から御連絡を申し上げたいと存じます。

最後に、江花委員から日弁連主催のシンポジウムについてお知らせがあるとのことですので、一言お願いいたします。

○江花委員 江花です。お時間のないところ恐れ入ります。机上に配付されているかと思いますが、1枚もののチラシになります。「『お金』と向き合うための消費者教育とは？～金融経済教育の転換期に考える～」というものです。今週金曜日8月2日の6時からZoomのウェビナーによるシンポジウムの開催となります。こちらは事前申込制になっておりまして、このチラシには7月26日までとされているのですが、まだ受け付けておりますので、もし御関心がありましたら、ぜひお申し込みいただければと思います。本日時点で350名を超える申し込みが来ているということで、多くの方から既にお申込みいただいているかと思いますが、改めて御案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

○大藪会長 江花先生、どうもありがとうございました。私も申し込ませていただきました。楽しみにしております。

それでは、私がまた出てきて申し訳ないですが、山地課長にこれまで担当していただいたのですけれども、8月1日に異動されることになりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

○山地課長 恐れ入ります。武井委員も本日までということで、私も実は今回は最後ということになりまして、私事ですがお時間をいただいて恐れ入ります。

今日も実感したのですけれども、本当にいろいろなところでいろいろな取組をされているということで大変に勉強になりましたし、消費者庁としていろいろできることがあるということを改めて実感いたしました。まだまだ不十分でございますけれども、コロナもある中でございましたが皆様に御協力いただきまして、大変有意義な議論が展開できたことについて、心より感謝を申し上げたいと感じてございます。

実は後任が今日は参っております、あそこにおります黒田さんが後任の課長となります。引き続き消費者教育推進課の取組について御指導を賜りたいと存じます。

本当に今日まで誠にありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○大藪会長 山地課長、どうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○山地課長 本日は誠にありがとうございました。

こちらで今日の消費者教育推進会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。